

遺伝子組換え食品の表示についての意見書の提出について

農林水産大臣殿

平成 11 年 10 月 26 日

(社) 農林水産先端技術産業振興センター 畑中孝晴

遺伝子組換え食品の表示についての意見書

遺伝子組換え食品の表示のあり方につきましては、弊センター
としましては、平成 10 年 10 月 9 日付けで提出した意見書のとおり、
食品の安全性の観点からは原則として表示は不要であり、不使用
表示を任意に行えるようにすることで消費者の商品選択の要望に
十分応えられるものと考えております。

本年 8 月の「遺伝子組換え食品のあり方」に関する部会報告を契
機として、食品製造業等関連業界は一斉に非遺伝子組換え原料へ
の切り替えに走っており、現在のまま JAS 法に基づく表示を行え
ば、「不分別表示」及び「使用表示」の食品が店頭に見れず、本
部会報告本来の目的である消費者の商品選択の機会を奪うこと
になる等、食品の生産者、消費者双方に大変な混乱をもたらすおそ
れがあると考えております。また、研究開発、実用化に与える負
の影響は極めて多大で、諸外国に対して深刻な立ち後れをきたす
ことが憂慮されます。

このような状況に鑑み、表示を実施するにあたっては、混乱が生
じないように消費者、関連業界等の理解を深めることがまず重要で
あると考えておりますので、関連省庁による情報提供の徹底を要
望致します。

以上のことを踏まえ、我々としての基本的考え方と要望を以下の
とおり取りまとめましたので、ご高配下さるようお願い申し上げ
ます。

1、基本的考え方

(1) 表示の目的は、消費者に対する「商品選択のための適切な
情報提供」であり、「組換え DNA 技術」や「表示された商品」
の安全性とは無関係である。

(2) 表示移行に当たっては、消費者の心理（警告表示と受け取
り、食品の安全性に関する不安が増幅する等）を十分意識し、適
切なメッセージが伝わるよう配慮すべきである。

(3) 表示の実施により、食品・原料の生産・流通システムから
食文化まで、幅広い影響が出ると予想されるが、無用な社会的、
経済的混乱が生じないように、適切な技術基準の制定、PA 対策等、

周到な事前準備の下に進めるべきである。

2、社会・経済的混乱の予防についての要望

(1) 表示方法

(a)「遺伝子組換え」に関する表示と同時に「安全上の警告表示ではない」こと、「政府の安全確認済みである」ことの趣旨の表示ができるようにしていただきたい。

これまでのマスコミ報道の論調などから、遺伝子組換え技術を使用したことにも警告の意味が含まれると解釈される可能性が高い。よって「警告表示」と受け取られないため、「安全上の警告表示ではない」、「政府の安全確認済みである」との情報が同時に消費者に伝わる表示方法にしていただきたい。

(b)虚偽・不当表示の取締り

組換え品が存在していない品目に対して「不使用」表示をすることは一種の詐欺行為であり、類似・競合商品との競争上の不公正をもたらす、消費者を混乱させ、表示目的にも反する。よって、虚偽表示の取締りは当然であるが、「善意の誤解」を期待して、組換え品が現実に存在していない商品に対して「非組換え」表示を行うことは特に厳しく禁止するよう措置していただきたい。

(2) 技術上の問題

(a)品目毎の検査方法の標準化

検査方法、検査機関による検査値のバラツキに起因する無用な混乱を防ぐため、品目毎に、検査ロットの取り方、試料採取方法、前処理方法、測定方法等、許容誤差の判断基準（10回のうち1回検出された場合の判断の仕方、有意の差とする基準、統計処理の方法など）などの標準を定めていただきたい。

(b)検査値の認証

今後、対外的に証明が求められるケースが増えると予想され、検査値の認証が必要になる。自己認証、第三者認証の両方について、可能な仕組みを構築して頂きたい。

(3) 原料調達、コスト

(a)原料調達における中小事業者へのしわよせ防止

中小事業者には「表示」義務においては配慮がなされるとのことであるが、実際には「消費者の選択」により「表示」を余儀なくされる可能性が高い。大企業に比べ原料調達能力の乏しい中小事業者が、公正な扱いを受けつつ消費者の要請に十分応えられ、適切な価格で非組換え原料を調達できるようにするための対策を講

じていただきたい。

(b)コスト、価格高騰対策

価格問題は、基本的には経済メカニズムに委ねられるべきだが、表示の義務化は法律に基づく措置であり、消費者への価格転嫁が避けられない状況が想定されるが、表示の義務化により、限られた量の非組換え原料価格が高騰し、結果として、製品の市場価格も高騰する恐れが強い。産業界、消費者に過重な負担がかからないよう、輸入原材料の安定・低廉確保のための対策をお願いしたい。

(4) 規制緩和との関連

今日まで、安全利用の実績、科学的知見の集積に伴い、組換え DNA 技術に関する規制は緩和されてきている。セルフクローニングが組換え DNA 指針の枠からはずれたことなどはそのよい事例である。今回の表示の基準作りに当たっても、食品加工業者や小売り業者である。賠償を求めていくためには、責任の所在の正確な追跡が可能であることが必要である。流通経路の複雑さ、技術基準の不明確さから責任の所在が不明確にならないよう、責任の明確化を意識した対策を講じていただきたい。

(5) PA 活動の徹底

(1) の(a)と同様の理由にて、TV、新聞等を通じ、「組換え食品の表示は安全上の警告表示ではないこと」、および「組換え食品の安全性評価の考え方」を政府自ら周知徹底（政府公報など）していただきたい。

以上